

デジタル庁

○ 告示第二十三号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和七年七月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

一 令和七年度北海道釧路市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度釧路市一般会計補正予算における、北海道釧路市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報

及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。））、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。））、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。））、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。））、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びへ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びへ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲

げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。））、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であつて、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であつて、同令第一条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二 令和七年度北海道釧路市住民税均等割のみ課税世帯子ども加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度釧路市一般会計補正予算における、北海道釧路市から、低所得である子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三 令和七年度東京都江戸川区熱中症・物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度江戸川区一般会計補正予算における、東京都江戸川区から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

四 令和七年度京都府八幡市定額減税補足給付金（不足額給付）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第

十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報をいう。)、令和二年度特別定額給付金等(令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第二十七号)第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等をいう。))の支給に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金(令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和三年法律第八十五号)第三項第二号に掲げる給付金をいう。))の支給に関する情報、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和四年法律第七十九号)第一条に規定する令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をいう。))の支給に関する情報、令和四年度京都府八幡市家計支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から低所得世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。))の支給に係る情報、令和五年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。))の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給に関する情報

報を含む。)の管理に関する事務

五 令和七年度鹿児島県出水市高齢者物価高騰対策給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度出水市一般会計補正予算における、鹿児島県出水市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(公的給付支給等口座登録簿関係情報、地方税の振替口座情報(地方税を口座振替により納付する場合又は還付する場合に利用する口座情報をいう。)、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金(令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和五年法律第四十二号)第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。))の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

附 則

この告示は、公布の日から適用する。